

平成13年5月27日

# 部 会 規 程

練馬区キャッチバレーボール協会

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、練馬区キャッチバレーボール協会（以下「本協会」という。）規約第27条に基づいて、この部会を設ける。

第2条 部会は、次のとおりとする

- ① 総務部
- ② 小学生事業部
- ③ 指導普及部
- ④ 審判部
- ⑤ 広報部
- ⑥ 一般事業部とする。

## 第2章 構 成

第3条 この部会は、前条の部門の部員により構成される。

第4条 この部会は、必要に応じ合同部会を開催する他、各部門別に必要に応じて開催する。

## 第3章 審議事項

第5条 この部会で審議される事項は、各部門の専門事項を処理し、理事会の承認を得るものとする。

## 第4章 部員の資格

第6条 部員の資格は次のとおりとする。

- ① 本協会の競技者として3ヶ年以上の経験者
- ② 協会の会員で監督・コーチとして2年以上の経験者
- ③ 本協会理事会が認めた者

## 第5章 部 会

第7条 各部会には次の部員を置く。

- ① 部長1名
- ② 副部長1～2名
- ③ 部員（若干名）

第8条 部長は、理事の中から会長が委嘱できる。

2 部員は、ブロック及び理事の推薦を得て、会長が委嘱する。

3 部会は、部長が招集し議長となる。

4 部会の議事は、部員の合意により決する。

## 第6章 任 期

第9条 部員に任期は、2年とする。ただし、会計については、2任期を限度とするほか、再任は妨げない。

## 第7章 職 務

### 第10条 総務部

協会の円滑な運営を推進するため、庶務的事項を処理し会員の親睦と交流を図る。

### 第11条 小学生事業部

小学生を対象とした各種競技会の主催、主管等各種事業の企画及び実施に関すること。

### 第12条 指導普及部

指導者の育成と普及活動を行う。

### 第13条 審判部

審判技能の向上、並びに競技規則の制定等を行うと共に、大会の円滑な運営を行う。

### 第14条 広報部

生涯スポーツとして、広く市民の参加を促進する、啓蒙、啓発を図ると共に各参加団体、会員及び協会の活動状況等の広報活動を行う。

### 第15条 一般事業部

中学生以上を対象とした各種協議会の主催、主管等、各種事業の企画及び実施に関すること。

## 第8章 解 任

第16条 部員は、下記の他、特別の理由がない限り部会に諮り、部長が解任することができる。

① 競技会での役員及び審判委員の任務を1年以上放棄したとき。

② 部員として任務を1年以上放棄したとき。

## 第9章 本規程の変更

第17条 本規程は、理事会に諮り総会の議決により変更することができる。

### 附 則

- 1 この規程は、平成13年5月27日から施行する。
- 2 一部改正 平成15年5月18日